

一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会広告に関する自主規制

(目的)

第1条

この広告に関する自主規制（以下「自主規制」という）は、文部科学省通達、「不当景品類及び不当表示法」、「屋外広告物法」、その他関係法令・諸規則等（以下「法律」）に基づいて、一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会（以下「愛専各」という）の会員校が行う学生・生徒の募集活動、広告活動を適正化することによって、入学対象者及びその関係者の利益の保護を図るとともに他の会員校の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この自主規制において、広告とは、会員校が入学者を募集するにあたって、次に掲げる方法で不特定多数の者に働きかける情報伝達活動をいう。

- ①チラシ、パンフレット、ダイレクトメールまたは情報誌等の印刷物の配布
- ②ポスター、看板または懸垂幕等の掲示物
- ③新聞または雑誌等の刊行物
- ④テレビ、ラジオ等による放送
- ⑤ファクシミリによる文書送付
- ⑥インターネットを利用した情報発信(ホームページ、電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス、バナー広告等)
- ⑦映画、スライド、ビデオ、電光板等による掲示
- ⑧宣伝用頒布品
- ⑨その他、愛専各が広告に該当すると認めたもの

(広告の基準)

第3条

会員校が広告を行うときには、常に信頼を確保することを第一義とし、法律を遵守するとともに、誤認を与えるような表現を用いないように努め、入学対象者及びその関係者を本位とする募集活動に徹しなければならない。

(個人情報の保護)

第4条

会員校は、募集活動において品位ある行動を取り、個人情報保護のために必要な体制を取らなければならない。

(公正な競争)

第5条

会員校は、社会規範を遵守し、会員校間の公正な競争を妨げる恐れのある広告を行ってはならない。

(誤認させる表現等の禁止)

第6条

会員校が広告を行うときは、施設、教育内容、教育実績等について事実と反し誤認させるような表現等を用いてはならない。また、公表する数値は客観的事実に基づき、根拠なしに使用してはならない。

(入学意欲を不当に煽る表現の禁止)

第7条

会員校は、入学意欲を不当に煽るような広告、社会的に過剰な募集活動であると批判を受けるような過度な広告を行ってはならない。

(改善勧告)

第8条

愛専各は、広告の表示や方法が本規制に抵触し、または抵触する恐れがあると認めた時は、会員校に改善の要求をすることができる。この場合において、愛専各は、当該会員校に対してこの事項に関する資料の提出や報告を求めることができる。

(修正と校名公表)

第9条

愛専各は、前項の改善勧告に対して、会員校に改善する意思が認められない場合は、当該会員校とその抵触内容を公表することができる。

(関係当局への通知)

第10条

愛専各は、会員校が行った広告に関して、法律に違反する事実があると思料するときは、関係当局に通知することができる。

附則

(施行日)

本自主規制は、平成24年4月1日より実施する。

(改廃)

本自主規制に関する改廃権限は、愛専各理事会に帰属する。

(施行日)

本改正規制は、令和3年10月29日理事会の承認をもって実施する。